

		検察庁法		国家公務員法	
		改正案	現行	改正案	現行
第六十条の二	任命権者は、年齢 の任用)	第三章 (略) 第二節 (略) 第四款 (略)	第三章 職員に適用される 第二節 採用試験及び任 務基準	第三章 (略) 第二節 (略) 第四款 任用	第三章 職員に適用される 第二節 採用試験及び任 務基準
	(新設)	六十年に達した日以後にこの法 律の規定により退職をした者(当該退職をした日において臨時 的職員その他の法律により任期 を定めて任用される職員及び常 時勤務を要しない官職を占める			
【検察官には適用なし】					

職員であつた者を除く。以下この条及び第八十二条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。）又は年齢六十年に達した日以後に自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）の規定により退職をした者（当該退職をした日において同法第四十一条の六第三項各号に掲げる隊員であつた者を除く。以下この四条の六第三項において「自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。）を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務をする官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める職員の一週間当たりの通常

の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び

第三項において同じ。) (一般

職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員が占める

官職及びこれに準ずる行政執行法人の官職として人事院規則で

定める官職 (第四項及び第六節第一款第二目においてこれらの

官職を「指定職」という。) を

除く。) に採用することができ

る。ただし、年齢六十年以上退

職者又は自衛隊法による年齢六

十年以上退職者がこれらの者を

採用しようとする短時間勤務の

官職に係る定年退職日相当日 (

短時間勤務の官職を占める職員

が、常時勤務を要する官職でそ

の職務が当該短時間勤務の官職

と同種の官職を占めているもの

とした場合における第八十二条

<p>の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。一を経過した者であるときは、二の限りでない。</p> <p>② 前項の規定により採用された職員（以下この条及び第八十二条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。</p> <p>③ 任命権者は、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者であつて定年退職日相当日を経過していない者以外の者を短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>	<p>③ 任命権者は、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者であつて定年退職日相当日を経過していない者以外の者を短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>	<p>② 前項の規定により採用された職員（以下この条及び第八十二条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。</p> <p>③ 任命権者は、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者であつて定年退職日相当日を経過していない者以外の者を短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>	<p>② 前項の規定により採用された職員（以下この条及び第八十二条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。</p> <p>③ 任命権者は、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者であつて定年退職日相当日を経過していない者以外の者を短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>

	<p>第二十五条 (略)</p> <p>第二十五条 檢察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。</p>		<p>第六節 (略)</p> <p>第六節 分限、懲戒及び保障</p> <p>第一款 (略)</p> <p>第一目 (略)</p> <p>第六節 分限、懲戒及び保障</p> <p>第一款 分限</p> <p>第一目 降任、休職 、免職等</p>
<p>② 職員は、この法律又は人事院</p>	<p>第七十五条 (身分保障)</p> <p>第七十五条 職員は、法律又は人事院規則で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。</p>	<p>第七十五条 (身分保障)</p> <p>第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。</p>	<p>第六節 分限、懲戒及び保障</p> <p>第一款 分限</p> <p>第一目 降任、休職 、免職等</p>
<p>② 職員は、</p>			



第二十二条 (略)

② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年に、検事に任命されるものとする。

第二十二条 (新設)

(略)

の条の規定を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職を除く。)をいう。以下この目及び第八十二条の七第一項において同じ。)を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間(以下この款において「異動期間」という。)に、管理監督職以外の官職又は当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職(以下の項及び第三項においてこれらの官職を「他の官職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をするものとする。ただし、異動期間(第八

十一条の五第一項から第四項ま

② 前項の管理監督職勤務上限年

齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

事務次官及びこれに準ずる  
管理監督職のうち人事院規則  
で定める**管理監督職** 年齢六  
十二年

二 前号に掲げる管理監督職の

(管理監督職への任用の制限)	<p>③ 第一項<b>本文</b>の規定による他の官職への降任又は転任（降給を伴う<b>転任</b>に限る。）（以下「他の官職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他他の官職への降任等に関する必要な事項は、人事院規則で定める。</p>	<p>ほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより監督職勤務上限年齢を年齢六十歳とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として人事院規則で定める<b>管理監督職</b> 六十年を超えて人事院規則で定める年齢</p>

			<p>② 前項の規定により検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。</p>	第二十条 (略)
				第二十条 (新設)
				第二十条 (略)
			<p>第八十一条の三 任命権者は、管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における前条第一項の規定により定められた異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあつては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p>	第八十一条の三 任命権者は、管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における前条第一項の規定により定められた異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあつては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第八十一条の五 任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理

監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認める

ときは、第八十一条の二第一項の規定により定められた異動期

間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間

内に次条第一項に規定する定年

退職日（以下この項及び次項に

おいて「定年退職日」という。

）がある職員にあつては、当該

異動期間の末日の翌日から定年

退職日までの期間内。第三項に

おいて同じ。）で当該異動期間

を延長し、引き続き当該管理監

督職を占める職員に、当該管理

監督職を占めたまま勤務をさせ

ることができる。

一 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等に

（新設）

より公務の運営に著しい支障  
が生ずると認められる事由と  
して人事院規則で定める事由

二 当該職員の職務の特殊性を  
勘案して、当該職員の他の官  
職への降任等により、当該管  
理監督職の欠員の補充が困難  
となることにより公務の運営  
に著しい支障が生ずると認め  
られる事由として人事院規則  
で定める事由

② 任命権者は、前項又はこの項

の規定により異動期間が延長さ  
れた管理監督職を占める職員に  
ついて、前項各号に掲げる事由  
が引き続きあると認めるときは、  
人事院の承認を得て、当該延  
長された異動期間の末日の翌日  
から起算して一年を超えない期  
間内（当該期間内に定年退職日  
がある職員につては、当該異

<p>動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で当該異動期間を更に延長することができる。ただし、当該更に延長される異動期間の末日は、第八十一条の二第一項の規定により定められた異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。</p> <p>③ 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職と</p>	

して人事院規則で定める**管理監督職**をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職

を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により

、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営

に著しい支障が生ずると認められる事由

**として人事院規則で定める事由**があると認めるときは

#### **第八十一条の二第一項の規定**

により定められた異動期間の末

日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を

延長し、引き続き当該職員に当該異動期間の末日に占めていた

管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理

監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、

若しくは転任することができる

④ 任命権者は、第一項若しくは

第二項の規定により異動期間が

延長された管理監督職を占める

職員について前項に規定する事

由があると認めるとき（第二項）

の規定により当該異動期間を更

に延長することができるときを

除く。）、又は前項若しくはこ

の項の規定により異動期間が延

長された管理監督職を占める職

員について前項に規定する事由

が引き続きあると認めるときは

人事院の承認を得て、当該延

長された異動期間の末日の翌日

から起算して一年を超えない期

間内で当該異動期間を更に延長

することができる。

⑤

前各項に定めるもののほか、

これらの規定による異動期間の

			延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
		第三目 定年による退職等	第二目 定年
	<p>第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。</p> <p>② (略)</p>	第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。	(定年による退職)
	<p>第八十一条の六 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（次条第一項及び第二項において「定年退職日」という。）に退職する。</p> <p>② 前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員</p>	<p>第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日・又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。</p> <p>② 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定</p>	(定年による退職)

の補充が困難であることにより

定年を年齢六十五年とすること

が著しく不適当と認められる官

職を占める医師及び歯科医師そ

の他の職員として人事院規則で

定める職員の定年は、六十五年  
を超え、七十年を超えない範囲内  
で人事院規則で定める年齢とす  
る。

一 病院、療養所、診療所等で  
人事院規則で定めるものに勤  
務する医師及び歯科医師 年  
齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及  
びこれに準ずる業務に従事す  
る職員で人事院規則で定める  
もの 年齢六十三年

三 前二号に掲げる職員のほか  
、その職務と責任に特殊性が  
あること又は欠員の補充が困  
難であることにより定年を年  
齢六十年とすることが著しく  
不適当と認められる官職を占  
める職員で人事院規則で定め  
るもの 六十年を超える、六十  
五年を超えない範囲内で人事  
院規則で定める年齢

③ (略)

③ 前二項の規定は、臨時の職員  
その他の法律により任期を定め

	<p>（定年による退職の特例）</p> <p>第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認める</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第八十一条の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認める</p>
<p>〔検察官には適用なし〕</p> <p>〔検察官には適用なし〕</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第八十一条の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認める</p> <p>（定年による退職の特例）</p> <p>第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認める</p>	<p>て任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。</p> <p>の規定にかかわらず、<b>当該職員</b>に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、<b>当該職員を当該定年退職日において従事していた職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる</b></p> <p>。ただし、第八十一条の五第一</p> <p>の規定にかかわらず、<b>その職員</b>に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、<b>その職員を当該職務に従事させるため、引き続い</b>て勤務させることができる</p>

項から第四項までの規定により異動期間を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めていた職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときにつきに限るものとし、当該期限は第八十一条の二第一項の規定により定められた当該管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

<p>二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由</p>	<p>② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、<u>これらの期限の翌日</u>から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつて職員に係る定年退職日）</p>	<p>② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、</p>	<p>一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その</p>

<p>は、第八十一条の二第一項の規定により定められた異動期間の末日)の翌日から起算して三年を超えることができない。</p>	<p>の翌日から起算して三年を超えることができない。</p>	<p>は、第八十一条の二第一項の規定により定められた異動期間の末日)の翌日から起算して三年を超えることができない。</p>
<p>【検察官には適用なし】</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
<p>（職員の意に反する降給等の处分に関する説明書の交付）</p> <p>第八十九条 権員に対し、その意に反して、降給（他の官職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（他の官職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をし、その他職員に對し著しく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、当該処分を行う者は、当該職員に対し、当該処</p>	<p>（職員の意に反する降給等の处分に関する説明書の交付）</p> <p>第八十九条 権員に対し、その意に反して、降給し</p>	<p>（職員の意に反する降給等の处分に関する説明書の交付）</p> <p>第八十九条 権員に対し、その意に反して、降給し</p>

				<p>③ (略)</p> <p>③ 第一項の説明書には、当該処分につき、人事院に対しても審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。</p>	<p>② 職員が前項に規定する著しく不利益な処分を受けたと思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができ</p> <p>る。</p>	<p>② 職員が前項に規定するいちじるしく不利益な処分を受けたと思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができ</p> <p>る。</p>

和二十二年法律第百二十号) 附則

則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

和二十二年法律第百二十号) 附則

則第十三条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

掌する事項以外の事項について

は、政令) をもつて、当該特例を規定することができる。ただし、当該特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。

掌する事項以外の事項について

は、政令) を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。

附則

第三条 令和三年四月一日から令

和五年三月三十一日までの間に

おける第二十二条第一項の規定

の適用については、同項中「檢

察官は、年齢が六十五年」とあ

るは、「檢事総長は、年齢が

六十五年に達した時に、その他

の検察官は、年齢が六十四年

とする。

附則 (新設)

5 | 令和五年四月一日から令和十

一年三月三十一日までの間にお

ける前項に規定する職員に対す

る第八十一条の六第二項の規定

の適用については、第一項の規

定にかかわらず、次の表の上欄

に掲げる期間の区分に応じ、同

条第二項中「、年齢六十五年」

とあるのはそれぞれ同表の中欄

に掲げる字句と、同項ただし書

中「七十年」とあるのはそれぞ

れ同表の下欄に掲げる字句とす

る。

【参照】

第二十二条 檢察官は、年齢が六

十五年に達した時に退官する。

② 次長検事及び検事長は、年齢

令和五年
、六十一
六十七年

が六十三年に達したときは、年  
齢が六十三年に達した日の翌日  
に、検事に任命されるものとする。

月	十一	から	四月	令和九年	まで	三十一	九年三月	から	四月	令和七年	まで	三十一	七年三月	から	四月
三十一	年三	令和	一日			日	月	令和	一日	年		日	月	令和	一日
い範囲内	を超えな	六十五年	年を超	六十三	める年齢	規則で定	で人事院	い範囲内	を超えな	六十五年	年を超	六十二	める年齢	規則で定	で人事院
				六十九年								六十八年			

<p>第四条 法務大臣は、当分の間、 検察官（検事総長を除く。）が 年齢六十三年に達する日の属す る年度の前年度（当該前年度に 該前年度においてこの条の規定 による情報の提供及び意思の確 認を行うことができない検察官 として法務大臣が定める準則で 定める検察官にあつては、当該 準則で定める期間）において、 当該検察官に対し、法務大臣が 定める準則に従つて、<u>国家公務 員法等の一部を改正する法律（ 令和元年法律第 号）によ る定年の引上げに伴う当分の間 の措置として講じられる検察官</u></p>	<p>（新設）</p>	
<p>第九条 任命権者は、当分の間、 職員（<u>臨時的職員その他</u>の法律 により任期を定めて任用される 職員及び常時勤務を要しない官 職を占める職員並びに令和元年 国家公務員法等改正法第一条の 規定による改正前の第八十一条 の二第二項第一号に掲げる職員 に相当する職員として人事院規 則で定める職員及び同項第三号 に掲げる職員に相当する職員の うち人事院規則で定める職員そ の他人事院規則で定める職員を 除く。以下この条において同じ 。）が年齢六十（同項第二号 に掲げる職員に相当する職員と して人事院規則で定める職員に</p>	<p>（新設）</p>	<p>日まで で人事院 規則で定 める年齢</p>

の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条及び第六条第一項の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）附則第十九項から第二十二項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職した場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした日に定年により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の

あつては同号に定める年齢として同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この条において同じ。一に達する日の属する年度の前年度（当該前年度）において同じ。一に達する日の属する年度の前年度（当該前年度）に職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める期間において、当該職員に対し、人事院規則で定めるところにより、令和元年国家公務員法等改正法による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる一般職の職員の給与に関する法律附則第八項から第十六項までの規定による年齢六十年に達した日後における最初の四

必要な情報を提供するものとす  
るとともに、同日の翌日以後に  
おける勤務の意思を確認するよ  
う努めるものとする。

月一日以後の当該職員の俸給月  
額を引き下げる給与に関する特  
例措置及び国家公務員退職手当  
法（昭和二十八年法律第二百八  
二号）附則第十九項から第二十  
二項までの規定による当該職員  
が年齢六十年に達した日から定  
年に達する日の前日までの間に  
非違によることなく退職をした  
場合における退職手当の基本額  
を当該職員が当該退職をした日  
に第八十一条の六第一項の規定  
により退職をしたものと仮定し  
た場合における額と同額とする  
退職手当に関する特例措置その  
他の当該職員が年齢六十年に達  
する日以後に適用される任用、  
給与及び退職手当に関する措置  
の内容その他の必要な情報を提  
供するものとともに、同  
日の翌日以後における勤務の意  
思を確認するよう努めるものと

する。